

(14) 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
4 人	15,110 千円	3,815 千円	5,872 千円	24,797 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

管理職			指導員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
343,550 円	423,250 円	54 歳	288,600 円	388,721 円	43 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職員	大学卒 175,300 円	米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級21号
	短大卒 164,100 円	米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級13号
	高校卒 154,600 円	米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級5号

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
管理職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	短大卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
指導員	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	短大卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）																
区 分	内 訳															
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.20 月分</td> <td>1.00 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.20 月分</td> <td>1.00 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.40 月分</td> <td>2.00 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分	1.00 月分	12月期	1.20 月分	1.00 月分	計	2.40 月分	2.00 月分			
	区 分	期末手当	勤勉手当													
	6月期	1.20 月分	1.00 月分													
12月期	1.20 月分	1.00 月分														
計	2.40 月分	2.00 月分														
(注) 勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。																
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有																
	〔令和4年度実績〕															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,871,701 円</td> <td>4 人</td> <td>1,467,925 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	5,871,701 円	4 人	1,467,925 円									
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額														
5,871,701 円	4 人	1,467,925 円														
退職手当	〔支給率〕 米子市の規定に準ずる															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>20.45 月分</td> <td>25.56 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>29.15 月分</td> <td>34.58 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>41.33 月分</td> <td>49.59 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 40 年</td> <td>46.55 月分</td> <td>49.59 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	自己都合	勸奨・定年	勤続 20 年	20.45 月分	25.56 月分	勤続 25 年	29.15 月分	34.58 月分	勤続 35 年	41.33 月分	49.59 月分	勤続 40 年	46.55 月分	49.59 月分
	区 分	自己都合	勸奨・定年													
	勤続 20 年	20.45 月分	25.56 月分													
	勤続 25 年	29.15 月分	34.58 月分													
勤続 35 年	41.33 月分	49.59 月分														
勤続 40 年	46.55 月分	49.59 月分														
〔令和4年度実績〕 支給実績なし																
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕 1人当たりの平均支給年額 538,929円															

区分	内 容															
	対象職員	支給月額														
職務手当	一定の管理または監督の地位にある職員	館長 54,000 円 事務局長 43,600 円 [令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 48,800円														
扶養手当	扶養親族のある職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(6) 重度心身障害者</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1人につき	(1) 配偶者	6,500円	(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円	(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円	(4) 60歳以上の父母及び祖父母	6,500円	(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500円	(6) 重度心身障害者	6,500円
		項目	1人につき													
		(1) 配偶者	6,500円													
		(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円													
		(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円													
		(4) 60歳以上の父母及び祖父母	6,500円													
		(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500円													
(6) 重度心身障害者	6,500円															
15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族である子については、(2)に定める額に5,000円を加算した額。																
[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 36,500円																
住居手当	住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員</td> <td>家賃の月額から17,000円を控除した額</td> </tr> <tr> <td>(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員</td> <td>家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1 (ただし、17,000円を最高限度額とする。)に11,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から17,000円を控除した額	(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1 (ただし、17,000円を最高限度額とする。)に11,000円を加算した額										
		(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から17,000円を控除した額													
(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1 (ただし、17,000円を最高限度額とする。)に11,000円を加算した額															
[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 18,000円																

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当	通勤距離が片道2キロメートル以上の者に対して、次に掲げるところより月額で支給し、給料の例により支払う。	(1) 自転車等の交通用具を使用することを常例とする者は、片道の通勤距離に応じてそれぞれ次に定める額	
		ア 2キロメートル以上4キロメートル未満	1,600円
		イ 4キロメートル以上6キロメートル未満	2,700円
		ウ 6キロメートル以上8キロメートル未満	3,800円
		エ 8キロメートル以上10キロメートル未満	4,900円
		オ 10キロメートル以上12キロメートル未満	6,000円
		カ 12キロメートル以上14キロメートル未満	7,100円
		キ 14キロメートル以上15キロメートル未満	8,200円
		ク 15キロメートル以上16キロメートル未満	8,200円
		ケ 16キロメートル以上18キロメートル未満	9,300円
		コ 18キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
		サ 20キロメートル以上25キロメートル未満	12,300円
		シ 25キロメートル以上30キロメートル未満	15,000円
		ス 30キロメートル以上35キロメートル未満	17,700円
		セ 35キロメートル以上40キロメートル未満	20,400円
		ソ 40キロメートル以上45キロメートル未満	23,100円
		タ 45キロメートル以上50キロメートル未満	25,800円
		チ 50キロメートル以上55キロメートル未満	28,500円
		ツ 55キロメートル以上60キロメートル未満	31,200円
		テ 60キロメートル以上65キロメートル未満	33,900円
		ト 65キロメートル以上70キロメートル未満	36,600円
ナ 70キロメートル以上75キロメートル未満	39,300円		
ニ 75キロメートル以上80キロメートル未満	42,000円		
ヌ 80キロメートル以上85キロメートル未満	44,700円		
ネ 85キロメートル以上90キロメートル未満	47,400円		
ノ 90キロメートル以上	50,100円		
	(2) 交通機関又は有料の道路を利用することを常例とするものは、6月を超えない期間を単位とした一括の運賃相当額。ただし、1月当たり支給額は、55,000円を超えないものとする。		
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	474,000円	4人	9,875円

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）				
区分	報酬月額	期末手当	退職手当	備考
常勤役員（使用人兼務常勤役員を除く）	238,000円	○6月期 報酬月額×(100/140) ×支給割合1.40 ○12月期 報酬月額×(100/140) ×支給割合1.50	報酬月額×勤続月数 /12×0.6	
<p>〔令和4年度実績〕</p> <p>①常勤役員（使用人兼務常勤役員を除く） 支給実績なし</p>				
7 給与制度の変更				
(1) 変更内容				
区分	変更内容		変更理由	
給料表（給料月額）	人事院勧告及び米子市条例に準じて、給料月額の平均0.3%引上げ		人事院勧告及び米子市に準じた改正	
適用日	変更後		変更前	
初任給月額	大学卒 175,300円 短大卒 164,100円 高校卒 154,600円	大学卒 171,700円 短大卒 160,100円 高校卒 150,600円	給料表の改正に伴う変更	
勤勉手当	6月期 1.00月分 12月期 1.00月分	6月期 0.95月分 12月期 1.05月分	人事院勧告及び米子市に準じた改正	
(2) 適用日				
令和4年4月1日（給料表、初任給月額）				
令和5年4月1日（勤勉手当）				